

アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する
予算措置の継続を求めることに関する意見書

政府は、アメリカ産牛肉の輸入に関し、食肉処理施設の査察をアメリカ側が受け入れるかわりに、日本が輸入時に行っていた全箱確認を中止することで合意しました。また、月齢制限の撤廃を要求されたのに対し、政府は検討を約束し、この直後に行われた両国の首脳会談でも同様の確認をしました。

しかし、昨年7月のアメリカ産牛肉の輸入再々開後、4件ものアメリカ側の輸出条件違反が続発しています。これらは全箱確認によって明らかになったもので、もし全箱確認をやめてしまうと違反は見過ごされ、危険な牛肉が輸入される可能性が大きくなってしまいます。

特に、アメリカのBSE対策は、牛肉の特定危険部位の除去、飼料規制や生産履歴が不明確で、検査体制には不備があるなどの多くの問題があります。食肉処理施設の査察や全箱確認の継続は必要であり、同国のBSE対策が抜本的な改善をされない限り、月齢制限の撤廃など輸入条件の緩和は認められないものと考えます。

また、都道府県が独自に行っている20カ月齢以下の牛のBSE検査に対する助成については、厚生労働省が打ち切ることを検討しています。しかし、国民の願いは、食の安心・安全であり、全頭検査の継続であります。国の都道府県への助成の継続は必要であります。

よって、国民の健康と食の安心・安全を守るため、万全のBSE対策について国がしっかりと責任を持ち、次の事項を実現されるよう、強く要望します。

- 1 アメリカ産牛肉の輸入時における全箱確認を継続し、アメリカが要求している月齢制限など輸入条件の緩和を認めないこと。
- 2 都道府県が行う20カ月齢以下の牛のBSE検査に対する国の助成を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年7月9日

長岡市議会議長 五 井 文 雄

(あて先)

内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、食品安全担当大臣